

## 広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、産業考古学会の定期刊行物等の広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 産業考古学会のブランドイメージを損なわないもの、かつ、学会の広報媒体の性格上、その品位、公共性、公益性を妨げないものであって、会員に不利益を与えないものとし、次の各号のいずれかに該当する広告を除くものとする。

- (1) 公序良俗に反する恐れのあるもの
- (2) 政治性のあるものや選挙に関係するもの
- (3) 宗教性のあるものや迷信、非科学的なものに関するもの
- (4) 社会問題についての主義主張や係争中の声明広告
- (5) 法令等に違反、抵触する恐れのあるもの
- (6) 社会的、市民生活的な観点から適切でないもの
- (7) 消費者保護の観点から適切でないもの
- (8) その他前各号に規定のない広告は、理事会が判断する。

(広告の規格)

第3条 広告の規格は、年報の場合原則として半頁ごととする。

(掲載料金)

第4条 掲載料については、理事会で決定する。

(掲載期間)

- 第5条 1. 広告を掲載する期間は、1年間（会計年度）を原則とする。  
2. 正当な理由により単発掲載も可能とするが、採否は理事会にて決する。

(掲載希望者の募集)

第6条 広告掲載希望者の募集は、ホームページなどの広報媒体を活用して公募する。

(広告掲載料の納付)

第7条 広告掲載料は、掲載の決定後、理事会等が指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、理事会等が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告内容等の変更)

第8条 理事会等は、広告の内容、デザイン等が各種法令に違反している、あるいはその恐れがある、またはこの要綱等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第9条 理事会等は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき

(2) 指定する期日まで前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき

(3) その他、学会誌などへの広告掲載が適切でないとして理事会が判断したとき

(広告掲載の取り下げ)

第10条 広告主は自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第11条 広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、納付済みの広告掲載料を返還する。還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責任等)

第12条

1. 広告の内容等に関する責任は、広告主が負うものとする。

2. 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(改廃)

第13条 本要綱の改廃は理事会決議によって決する。

附則

(施行期日)

この内規は、平成26年7月5日から施行する。